

記者発表 令和2年12月4日(金)14時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 田中 啓介

元収税課職員による収納金の着服に係る懲戒処分について

このことについて、元収税課職員による収納金の着服に係る事案に関し、地方公務員法の規定に基づき、令和2年12月4日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

事案の事実が発生したのは、令和2年10月9日(金)午後3時20分頃で、元収税課(現 人事課)の職員は、収税課の職員らが同日午前11時頃から午後3時20分頃までの間に收受し金融機関に入金するまで一時的に同課に設置している金庫に保管していた現金の中から402,960円(以下「本件現金」という。)及び納付済通知書(1枚)を抜き取り、本件現金を着服したものです。

また、事案の事実が発覚したのは、同月13日(火)午後7時30分頃、同課の職員が本件現金に係る納付経過を記録しようとした際、本件現金が入金されていないことに気付き、上司に報告し、同月14日(水)午前10時30分頃、税務・財産管理担当理事らが本件現金の入金処理を担当した元収税課の職員に対し、事情説明を求めたところ、元収税課の職員が着服の事実を告白したものです。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
人事課主査(当時 収税課主査)(35歳)	免職 (地方公務員法第29条第1項各号の規定による)

(管理監督責任等)

被処分者	処分内容
政策財務部税務担当参事(兼)特別滞納整理推進担当参事・収税課長(54歳)	減給1月 給料の10分の1を減ずる (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
収税課徴収担当副主幹(41歳)	減給1月 給料の10分の1を減ずる (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
政策財務部税務・財産管理担当理事(兼)特別滞納整理推進担当理事(58歳)	戒告 (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)